

## 〈沼津市芹沢光治良記念館〉「観覧料減免申請書」の注意事項

○観覧料の減免申請は、以下の条件を満たす方又は団体が利用できます。原則として当日の2週間前までに提出又は事前にご連絡ください。

1. 教育課程に基づく教育活動として、**市外**の小学校の児童、中学校の生徒又はこれらに準ずる者が観覧する場合

※市内の小中学校生は観覧料無料のため申請は必要ありませんが、引率者の観覧料について申請が必要になります。

2. 教育課程に基づく教育活動として、小学校の児童、中学校の生徒又はこれらに準ずる者の引率者が観覧する場合

3. その他市長が特別の理由あると認める場合

※沼津市役所又は沼津市教育委員会が主催する事業等で入館する場合など